

無人航空機の登録制度の創設(航空法の一部改正/令和2年6月24日公布)

- 令和2年6月24日に公布された改正航空法に基づき、無人航空機の機体の登録制度が創設。
→ 所有者等の把握、危険性を有する機体の排除等を通じ無人航空機の飛行の安全の更なる向上を図ります。
- 令和3年11月25日に公布された政省令等により、令和4年6月20日に無人航空機の登録が義務化。
→ 本制度の手続等の詳細が規定されるとともに、令和3年12月20日から事前登録が受付開始します。

登録制度のイメージ

「無人航空機登録要領」の位置付け

新設

①登録申請 所有者



登録対象：100g以上の機体とする（現行200g以上）

オンラインで手続
※郵送も受付

機体情報

- ・種類
- ・製造者
- ・型式
- ・製造番号 等

所有者・使用者情報

- ・氏名・名称
- ・住所 等

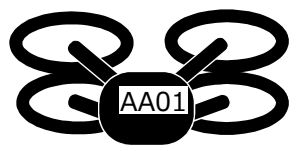
国土交通大臣
(登録)



内容をチェック

登録記号通知

(例) AA01



②機体へ表示

- ・機体に直接記載又は貼付
- ・登録記号を含む機体識別情報を発信（リモートID機能）

- ①登録義務関係
 - ・無人航空機は登録を受けなければ航空の用に供してはならない
 - ・安全上問題のある無人航空機の登録拒否
 - ・3年ごとの更新登録
 - ・変更届出
 - ・抹消登録
 - ・不正登録時等の登録取消し
- ②表示義務関係
 - ・無人航空機は登録記号の表示等の措置を講じなければ航空の用に供してはならない
- ③その他
 - ・安全上問題のある機体や表示義務違反に対する国土交通大臣の是正命令

・令和4年6月20日施行
・先行して令和3年12月20日から事前登録受付開始